

**船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う
漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令案について**

1. 背景

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和 52 年法律第 94 号。以下「漁臨法」という。）において、国際環境の変化等に伴い離職を余儀なくされた漁業離職者についての再就職の促進等のための特別の措置が規定されているところ、同法に基づき、漁業離職者のうち再び船員となろうとする者に関する措置については、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和 52 年運輸省令第 39 号。以下「規則」という。）において規定されている。

我が国の漁業をめぐる国際環境については、

- ① ロシア連邦政府の規制強化により、漁臨法によって特別の措置が講じられている北方領土周辺海域の漁業が制限され、漁船の隻数が縮減するおそれがあること
- ② 令和 3 年 12 月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）年次会合において、水域ごとに漁獲枠を配分する新たな漁業管理の概念が強く打ち出され、今後我が国の漁船の主要漁獲対象種の割当量の大幅な削減を余儀なくされる可能性が生じていること

による厳しい状況にあり、今後も漁業離職者の発生が見込まれることから、令和 5 年 6 月 30 日限りで失効することとされていた漁臨法は、本年 3 月 31 日に公布・施行された駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 8 号）により、有効期限が令和 10 年 6 月 30 日まで延長されたところである。

2. 概要

現在、令和 5 年 6 月 30 日限りで失効することとされている規則について、漁臨法の有効期限の延長に併せて令和 10 年 6 月 30 日まで延長することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 5 年 6 月頃
施 行：公布の日